

令和 2 年 第1回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 月 27 日 (月)

色麻町農業委員会議事録

令和２年１月２７日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番 号	担 当	氏 名
1	農 政	阿 部 きよ子
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	関 井 鉄 夫
4	農 政	大 泉 貞 行
5	農 地	鎌 田 一 宣
6	農 地	欠員
7	農 地	佐 藤 信 子
8	農 地	堀 籠 慶 浩
9	農 政	早 坂 勝 一
10	農 政	高 橋 たえ子
11	農 政	畑 中 長 悦
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・欠員 1名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・事務局長 山 田 栄 男

議決事項 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可決定について
 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書の意見決定について
 第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 第 4 号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は11名全員でございます。 定足数に達しておりますので、只今より、第1回色麻町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議 長	それでは、7番 佐藤 委員、8番 堀 籠 委員にお願いいたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・
議 長	それでは、議事に入ります。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第1号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。 上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受けつけたので審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号1番 譲渡人 東京都江戸川区 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字新地藏堂〇ー〇、地目 畑、地積 731㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 5番 鎌 田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員	それでは、番号１番について、現地確認の報告をいします。 去る、１月１０日、担当委員 堀 籠 会長 さん、大 泉 委員さん、それに私と、山田局長の４名で現地を確認して参りました。 申請地等の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。 確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。 なお、申請地の利用状況や管理状況につきましては全般的に善良に管理されておりますので、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号１番についてご発言いただきます。
畑中委員	譲り受け人の面積要件は大丈夫なのか。
議 長	議案書に記載しているとおり８３ａですので、別段の面積は問題ありません。 他に質疑ございませんか。
議 長	【異議なしの声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員挙手】 全員賛成ですので、番号１番は可と決しました。 続いて番号２番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号２番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 王城寺字弘台堂○ー○、地目 田、地積 ７１１㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。 なお、一方の交換する土地については、雑種地で７１１㎡でございます。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を ４番 大 泉 委員よりお願いします。

大泉委員	それでは、番号 2 番について、現地確認の報告をいします。 日程、調査員、確認事項については、番号 1 番と同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであり、申請地の利用状況、管理状況は全般的に善良に管理されており、問題ないと見て参りましたので報告致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号 2 番についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は可と決しました。 続いて番号 3 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 3 番 譲渡人 大衡村大衡 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 黒沢字神明〇ー〇、地目 田、地積 1 4 7 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。 なお、○○ さんは色麻町の方ですが、現在は施設に入所中でございます。なお、耕作は息子の○○さんです。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 5 番 鎌 田 委員よりお願いします。
鎌田委員	それでは、番号 3 番について、現地確認の報告をいします。 日程、調査員、確認事項については、番号 1 番から同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであり、申請地の利用状況、管理状況は全般的に善良に管理されており、問題ないと見て参りましたので報告致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。

議 長	番号3番についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
事務局長	全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。 続いて番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号4番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 大衡村大衡 ○○ さん、申請地 黒沢字千刈田○ー○、地目 田、地積 1, 3 9 3 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 4 番 大 泉 委員よりお願いします。
大泉委員	それでは、番号4番について、現地確認の報告をいします。 日程、調査員、確認事項については、番号1番から同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであり、申請地の利用状況、管理状況は全般的に善良に管理されており、問題ないと見て参りましたので報告致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号4番についてご発言いただきます。
佐藤委員	番号3番と面積が結構違うようですが、どのような内容ですか。
事務局長	番号3番の方が面積が少ないものの○○さんの自宅屋敷に隣接し利便性が良くなります。また、用排水施設については、やや不便な点があります。 一方、番号4番は、縦並びの合わせ田で、用水の利用に難点がありましたので、○○さんが一枚の田として管理していきます。今回、面積に違いはあるものの、結果的にそれぞれ利便性が良くなることになります。

議 長	他に質疑ございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号4番は可と決しました。 続いて番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号5番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 黒沢字新望月 〇ー〇、地目 田、地積 9 6 0 m ² 、適要につきましては記載のとおりで ございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械 の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基 準も超えており、許可要件を満たしております。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 5番 鎌 田 委員よりお願いします。
鎌田委員	それでは、番号5番について、現地確認の報告をいたします。 日程、調査員、確認事項については、番号1番から同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであり、申請地の利用 状況、管理状況は全般的に善良に管理されており、問題ないと見て参り ましたので報告致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号5番についてご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号5番は可と決しました。 続いて番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号6番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 清水字新田中 〇ー〇、地目 田、地積 2 3 3 m ² 、適要につきましては記載のとおりで

事務局長	ございます。 また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。 なお、一方の交換する土地は雑種地で、面積は299㎡です。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を4番大泉委員よりお願いします。
大泉委員	それでは、番号6番について、現地確認の報告をいします。 日程、調査員、確認事項については、番号1番から同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであり、申請地の利用状況、管理状況は全般的に善良に管理されており、問題ないと見て参りましたので報告致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号6番についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。 以上を以て、第1号議案、番号1番から番号6番は、原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第2号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請書の意見決定について。 上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。 記については、省略させていただきます。

議 長	番号 1 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 1 番 賃貸人 ○○ さん、賃借人 東京都中央区 ○○ さん、申請地 四竈字瀧〇ー〇、地目 田、地積 29 m²、申請内容につきましては、店舗、業種については○○○○ストアの建築のための転用でございます。 なお、本件は昨年 10 月に農地法第 5 条の許可を受けているものではありますが、敷地内の一部分に不整形な箇所があり、利用者の通行における安全対策を考慮したなかでの、申請となります。 審議資料といたしまして、位置図、公図、配置図をお手元に配布しておりますのでご覧いただきます。 配付資料の配置図をご覧下さい。赤色で示している部分が今回の申請になります。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 5 番 鎌田 委員よりお願いします。
鎌田委員	それでは、番号 1 番について現地確認の報告いたします。 日程、調査員については、第 3 条の現地確認と同様であります。 申請地等の内容は、事務局が申し上げたとおりであります。 <u>確認事項といたしましては、農振農用地区域外で、無断転用なし、土地改良区との関係も無しでございます。</u> <u>また、用排水、被害防止についても問題はありませんでした。</u> <u>指導事項につきましては、工事着手時における工事車両の安全対策、騒音対策、公衆用道路への土砂流失防止対策を講ずるよう指導して参ります。</u> <u>私たちは問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。</u>
議 長	ご苦労様でした。 調査報告が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、第 2 号議案 番号 1 番は原案のとおり可と決定いたしました。

議 長	続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	第3号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号1番 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号1番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 北海道恵庭市 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新手倉○外4筆、地目 田、地積 13, 183㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。 続いて番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 加美町字中嶋 ○○ さん、設定をする土地の所在 高城字新沼袋○外21筆、地目 田、地積 20, 089㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定新規就農者の ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
畑中委員	所有者は面積拡大を行ってきた方だが、体調に問題があるのでしょうか。
事務局長	人を雇っておりましたが、その人が辞められたため、面積に対し労働力が不足の状態になり、自宅から比較的遠い農地を賃貸する希望を出されました。
議 長	他に質疑ございませんか。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員挙手】 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。 続いて番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 志津字新高田○ 外3筆、地目 田、地積 8,655㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員挙手】 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。 お諮りします。次の番号4番、番号5番は同一家族の案件ですので、一括して審議したいと思いますが、如何でしょうか。
議 長	【異議なしの声あり】 異議なしとのことですので一括して審議と致します。 番号4番、番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長	番号4番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四塚字新西原〇ー〇 外11筆、地目 田、地積 28, 417㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	続いて番号5番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新高台堂〇 外1筆、地目 田、地積 6, 110㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号5番は可と決しました。 以上をもって、第3号議案、番号1番から番号5番は原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	続きまして、第4号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	第4号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号1番 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号1番、権利の種類 賃貸借、設定転をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 ^{てら だ もり ひこ} 寺田守彦さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新高台堂〇 外13筆、地目 田、地積 34, 527㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
早坂(勝)委員	設定を受ける者は今後も規模拡大していくのか。
事務局長	ほ場整備の未整備地区を受けたりしており苦勞の面もありますが、今後も地域の農地を引き受けていくと聞いております。
畑中委員	出し手への交付金はいくらになるのか。
事務局長	今年度は、10aあたり3万円で、上限が50万円かと思われませんが後で確認させていただきます。
議 長	他に質疑ございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。 以上をもって、第4号議案、番号1番は原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	本日附議されました案件につきましては、以上であります。
議 長	第1回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午後3時30分

閉会時刻：午後4時14分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和2年1月27日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵

署 名 委 員 佐 藤 信 子

署名委員 堀 籠 慶 浩